

15.04

日本国民がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国のうちの一国へした意匠登録出願等に基づいて我が国へ優先権の主張を伴う意匠登録出願をした場合の取扱い

日本国民は、工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国のうちの一国へした意匠登録出願等に基づいて、我が国へパリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願をすることができる。